

# 新型コロナウイルス感染状況及び活動指針

新型コロナウイルス感染症の拡大状況をレベル0から4までの5段階に分け、それぞれのレベルに応じた各活動の可能範囲を定めた長野県立大学活動指針を定める。

●現在の長野県立大学の活動レベルはレベル3です。

赤字…感染拡大傾向  
青字…感染収束傾向

令和2年 11月 16日現在

(参考) 長野県の警戒レベルとの対応	レベル		感染状況	授業・教育活動			研究活動	課外活動 (サークル)	施設利用		事務局		国内外の 出張・旅行	各種会議・イベント等	
				講義・ゼミ活動 インターンシップ(注1)	海外プログラム	寮 (入寮前/入寮後)			学生	学外者	窓口・相談業務	事務局体制		各種会議	イベント等
レベル1 (平常時)	レベル0	通常	平常期	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
		海外発生期	海外にまん延のおそれのある感染症が発生 WHOがポストパンデミックを発表	海外の発生地への渡航や海外発生地からの来訪者の制限	感染状況の情報収集	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	海外の発生地への渡航や海外発生地からの来訪者の制限	通常通り
レベル2 (注意報)	レベル1	制限小	国内に発生している 県内の発生はないか、県内に単発的に発生 国内の感染者発生が減少・低い水準となる 流行が一旦落ち着いている	感染対策を徹底した上で 対面授業(または活動)を実施 オンライン授業への移行(推奨)	個別判断 (注2)	〈入寮前〉 寮の特別運営を検討 〈入寮後〉 感染対策の徹底と周知 寮の特別運営に移行	感染対策を徹底した上で、研究活動を実施	感染対策を徹底した上で低リスクの活動は実施可能 学生は、サークル活動にあたり感染予防対策案を作成し学務課へ提出	感染拡大防止に留意して入構を認める 収容率70%-50%	〈入構〉 感染拡大防止に留意して入構許可 〈施設貸出〉 貸出不可 人数を制限しての学内者への貸出許可	感染拡大防止に留意して、窓口業務を実施 メール又はオンラインでの問い合わせの積極的活用	通常通り	海外の発生地への渡航自粛または中止を要請 海外発生地からの来訪者の制限	感染拡大防止に留意して、対面会議 オンライン会議への移行(推奨)	オンライン開催を積極的に活用 感染対策を徹底した上で収容率50%以下のものに限り実施可 3密になるものや飲食を伴うものは不可
レベル4 (特別警報)	レベル3	制限大	長野県内の感染者が増加し一定数発生している。 学内において本学構成員に感染者が発生 本学感染者接触者が特定され、一定期間を経過し安全が確保された場合	オンライン授業を基本とする 大学の許可した授業のみ対面授業とする (感染者発生後の一定期間はオンライン授業のみとする)	個別判断 (注2)	〈入寮前〉 新入生の入寮延期 〈入寮後〉 感染対策の徹底と周知	感染対策を徹底した上で研究活動を実施 在宅での活動推奨	原則活動禁止	入構制限 大学が認めた入構のみ可 (感染者発生後の一定期間は学生入構禁止)	〈入構〉 入構制限 大学が認めた学外者のみ感染防止対策に留意して入構許可 〈施設貸出〉 貸出不可	原則メール又は電話による問い合わせ対応 窓口での相談、提出等は、事前に許可が得られた場合のみ対応	時差勤務の推奨、テレワークの積極的活用、フリーアドレス勤務	県域をまたぐ出張の原則中止 学会等の研究集会への参加の自粛を要請	対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議	原則オンライン開催 感染対策を徹底した上で大学が認めたものに限り対面で実施可 3密になるものや飲食を伴うものは不可
レベル6 (緊急事態宣言)	レベル4	大学封鎖	緊急事態宣言対象地域となり休業要請がなされた場合	オンライン授業のみ (在宅からの配信)	個別判断 (注2)	〈入寮前〉 新入生の入寮延期 〈入寮後〉 感染対策の徹底 不必要な外出自粛	在宅での活動を原則とし、学内では禁止	原則活動禁止	全ての学生の入構禁止	〈入構〉 入構禁止 〈施設貸出〉 貸出不可	休止 メールによる問い合わせ対応	原則テレワーク 学内で行う必要がある事務については個別判断	出張の全面禁止	オンライン会議	オンライン開催のみ可

- 活動レベルの設定は、国内全体ならびにキャンパス所在地及び近隣都県における感染の拡大状況・収束状況ならびに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。
- 活動レベルの判断については、本指針を参考として、新型コロナウイルス感染症対策本部において決定する。これに伴う具体的な措置・対応ならびに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、関係部署において検討し、本部会議において決定する。なお、活動レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがありうる。
- 学内で感染者が発生した場合などは、保健所からの要請にもとづいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがありうる。
- 学生、教職員の上記以外の行動(キャリアセンター経由でないインターンシップ参加、一般的な就職活動、その他個人的な行動)については、活動地域の感染状況をよく判断して細心の注意を払い、自己責任で行動すること。

注1) 講義、ゼミ活動、インターンシップとは、海外プログラムの事前訪問・事前研修(国内)、ゼミに準ずる活動、インターンシップ(本学キャリアセンター経由の活動のみ)等を指す。

注2) 海外プログラム及び交換留学については、海外における感染状況、渡航規制、国内における感染状況等を総合的に検討した上で、個別判断とする。